

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条～第二十八条 (略)</p> <p>(特定の者と特別の関係がないものとされる基準)</p> <p>第二十九条 条例第四条第七号ロに規定する規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。</p> <p>一 当該役員の職務の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等（役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と前条に規定する特殊の関係にある者をいう。以下この項並びに<u>第三十四条第一項第三号ロ及び第五号</u>において同じ。）に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>第三十条～第三十三条 (略)</p> <p>(控除対象特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類)</p> <p>第三十四条 条例第十条第二項第三号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>	<p>第一条～第二十八条 (略)</p> <p>(特定の者と特別の関係がないものとされる基準)</p> <p>第二十九条 条例第四条第七号ロに規定する規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。</p> <p>一 当該役員の職務の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等（役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と前条に規定する特殊の関係にある者をいう。以下この項及び<u>第三十四条第一項第三号ロ</u>において同じ。）に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>第三十条～第三十三条 (略)</p> <p>(控除対象特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類)</p> <p>第三十四条 条例第十条第二項第三号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>

一～四 (略)

五 役員等に対する報酬又は給与の状況

六・七 (略)

第三十五条～ (以下略)

一～四 (略)

五 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

六・七 (略)

第三十五条～ (以下略)